

令和元年10月 9日

川崎市議会議長 山崎直史様

多摩区在住者

ほか 51名

幼児教育・保育の無償化に伴う事務手続きについては、内閣府が示した事務手続きに基づき「償還払い」とすることに関する請願

請願の要旨

幼児教育・保育無償化に伴う事務手続に関して、認可外保育施設（本市では「認定保育園等」）については、本年5月30日、内閣府主催の「幼児教育・保育の無償化に関する都道府県等説明会」で説明されたとおりの事務手続に基づき、「償還払い」で実施してください。

請願の理由

- 1 請願で求めている「償還払い」が、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第30条の11第1項に定められている、支給方法の基本的な手続方法であること。
- 2 ゆえに、本年5月30日に開催された内閣府主催の「幼児教育・保育の無償化に関する都道府県等説明会」においても、保護者と市町村との直接的な事務手続として、「保育料の支払」→「領収証の発行」→「保護者から市への請求」→「市から保護者に支払」という「償還払い」の方法が示されています。
 - (1) そもそも、無償化に伴う給付は、保育施設の利用の事実に基づいて支払われるものであり、その請求行為は保護者が保育施設から受領した「領収証等」を基に、直接、保護者が市町村に行くことを前提に法も整備され、内閣府も都道府県等に説明しています。

- (2) つまり、認定保育園の関与は「領収証等」を発行することのみであり、支給に関してはその他の関与の必要性はなく、この方法は、法の趣旨にかなっているばかりか、事務的には認定保育園の負担が最もなく、簡素であるといえます。
- (3) さらに、「償還払い」は、他都市や本市でも各種の医療費助成制度等で広く運用され、その周知性、事務の適応性等から、内閣府が「償還払い」を今回の無償化に係る事務の基本としていることは、極めて合理性が高いといえます。

なお、都内20区、横浜市や相模原市でも「償還払い」で実施しています。

3 本市が選択しようとする「法定代理受領」は、認定保育園に対して、新たに「金銭的な負担」と「事務的な負担」を負わせることとなります。

(1) 認定保育園の金銭的な新たな負担

- ・ 現行、保育料は前月に前払として保護者から納入されているが、変更後は、無償化分を保育園が本市に請求し、後日、本市が保育園に支払を行います。
- ・ この場合、保護者からの納入後に本市に請求することから請求日は翌月となり、これまで当月に納入されていた無償化分の保育料金は翌月の20日まで保育園の立替えとなり、無償化に伴う保育園の新たな負担となります。

(2) 認定保育園の事務的な新たな負担

- ・ 保護者が納める保育料から、無償化分を分割して管理する事務が新たに増加します。
- ・ 無償化分を本市に請求、管理する事務が新たに増加します。
- ・ 本市から支払われる無償化分を受領、管理する事務が新たに増加します。

以上述べた理由により、幼児教育・保育無償化に伴う事務手続に関しては、「償還払い」での方法が基本の手続かつ新たな負担も生じることのない事務手続であることから、無償化に伴う給付は県内政令市の横浜市、相模原市が行っています「償還払い」の手続で行うようお願いいたします。

紹介議員

橋	本	勝
飯	塚	正良
山	田	晴彦
宗	田	裕之
添	田	勝
松	川	正二郎
三	宅	隆介